

療養費の審査と 柔道整復師の 正しいかかり方について

療養費の審査について

現在、組合では「医療費の適正化」を図るため、柔道整復療養費申請書の点検業務を行っております。

近年では、国民健康保険の対象にならない施術の請求や架空請求・水増し請求といった不適切な請求が一部見受けられ、正しい施術の受け方をご理解いただく為に初検者の方々を対象としてリーフレットを送付する等を行ってきましたが、今後はさらに点検の範囲の見直しを行っていく予定です。(下記図参照)

従来の対象者

変更後の対象者

初検者の方



- ☒ 初検者の方
- ☒ 月に10日以上 of 施術を受けている方
- ☒ 3ヵ所以上の施術を受けている方
- ☒ 初検年月日から3ヶ月を超えて施術を受けている方

点検の結果、柔道整復療養費に関する文書がお手元に郵送される場合がございます。

皆様一人ひとりが国民健康保険の使用出来る範囲を正しく理解し、適切に受診することが医療費の適正化に繋がりますので、健康保険の財政健全化の為にも皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

柔道整復師の正しいかかり方について

接骨院・整骨院とは

接骨院や整骨院で施術を行うのは**柔道整復師**です。接骨院や整骨院は保険医療機関ではなく、施術を行う柔道整復師も医師ではないため、健康保険の適用範囲は限られています。健康保険の適用となるのは「急性」「外傷性」のケガのみです。

健康保険で柔道整復師にかかることができないケース(全額自己負担)

- 日常生活のなかの疲れや肩こり
- スポーツなどによる疲労回復
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 神経痛(リウマチ・慢性関節炎など)
- 加齢による腰痛や五十肩の痛み
- 漠然とした施術
- 交通事故の場合
- 業務上の負傷の場合



柔道整復師にかかるときの注意事項



1. 負傷の原因を正しく伝えましょう
2. 病院との重複受診をしないよう気をつけましょう
3. 「療養費支給申請書」の内容をよく確認してから署名しましょう
4. 施術が長期間にわたる場合は、かかりつけの医師に相談しましょう

